

令和6年度千歳市自動運転実証調査業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和6年4月18日

千歳市長 横田 隆一

1 担当部署

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
千歳市企画部交通政策課交通政策係（本庁舎 4階）
TEL 0123-24-0897（直通）
FAX 0123-22-8854
E-mail koutsuuseisaku@city.chitose.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 令和6年度 千歳市自動運転実証調査業務

(2) 業務内容

全国的に少子高齢化、人口減少が進む中で、公共交通分野においては、運転手の高齢化、人手不足が深刻化している。

本市においても、路線バスが減便するなど、市民の足に影響が出ており、持続可能な地域公共交通を実現するため、運転手不足に対応する自動運転の社会実装に向けた検証等を行う。業務内容の構成は以下に示すとおりである。

ア 自動運転による技術課題等に関する調査

2027年に自動運転バスのレベル4での運行実現に向け、右折、駐停車車両の回避、突発的な急停車への対応、冬道での走行のほか、地理的特性や居住者特性などを踏まえたモビリティ上の課題並びに自動運転技術の実用化の課題について整理を行う。

イ 自動運転実証実験による検証

以下の記載内容により、実施エリアにおいて自動運転サービスの社会実装を見据えたレベル2での実証実験を行うこと。また、実証実験では（1）で整理した課題の解決方法について妥当性や有効性を検証するとともに、更なる課題抽出を行うこと。

（ア）調査対象とする運行経路

JR千歳駅から千歳相互観光バス株式会社本社ターミナルまでの区間（以下、「実施エリア」という。）でレベル2による自動運転を運行すること。

（イ）実証実験内容の提案

a 運行システム及び車両の提案

実施エリアの道路環境や気象環境、地域性等を考慮し、周辺歩行者や車両の安全性の確保、また車両事故などへの対応に万全を期すとともに、レベル4を見据えたロードマップを明確にした上で、本市において、将来的には通勤・通学時間帯も含め、既存路線バスを補う公共交通として運行することを考えていることから、実施可能な輸送力がある運行システム及び車両とすること。なお、本市においては、国土交通省の路車協調システム実証実験の採択を受けていることから、これと連携したシステムとすること。

b 地域住民や関係機関への理解促進・社会受容性の醸成に関する提案

地域住民や関係機関に対し、走行特性や安全性などの理解を促進する取組や実証実験試乗時のアンケートなどによる社会的受容性を計測する調査等を行うこと。

c 社会実装を見据えた事業提案

事業の再現性、持続可能性の観点から自動運転の収益モデルを提示すること。

また、利用者の安全性や利便性の向上につながると考えられる取組等があれば提案すること。

(ウ) 実証実験の実施

実証実験は、自動運転システムを搭載した車両を使用し「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」（平成28年5月警察庁作成）に即して実施する。なお、今後、自動運転走行実証実験に係る制度等が変更された場合には、当該新制度等に即して実施する。

a 想定する実証実験の交通環境

道路環境、冬季の気象環境等を考慮し、かつ以下事例を参考に他交通と共存できる運行であること。

- (a) 信号及び横断歩道を渡る人を認識・判断
- (b) 障害物（駐車車両、工事現場等）を検知・判断して自動回避ができる
- (c) 複数車線の車線変更や右左折を自動でできる
- (d) 国土交通省の路車協調システム実証実験と連携したもの

(エ) 実施スケジュール

実施期間：令和6年11月上旬～令和6年11月下旬（予定）（土日祝日を除く）において20日間程度

なお本期間は、AIオンデマンド交通の実施予定時期と合わせて設定しているが、委託期間内において、十分な実証結果が得られる場合は、協議により実施期間を変更可能とする。

ウ 実証実験及びアンケート調査の成果報告書の作成

実証実験を通じて得られた技術的な成果や課題、アンケート調査の結果について取りまとめ、分析・検討を行い、それらを成果報告書にまとめること。

(3) 履行期間 契約締結日から令和7年2月29日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (5) 国内で自動運転技術の実証実験を公道で実施した実績（共同事業者の実績を含む。）がある者。

4 実施要領等の交付期間及び方法

令和6年度千歳市自動運転実証調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領、様式及び評価基準等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和6年4月18日から令和6年5月8日まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、千歳市企画部交通政策課のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL <https://www.city.chitose.lg.jp/docs/33596.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和6年5月8日（水）17時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。

（ア）郵送の場合は、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期日の前日の消印を有効とする。

（イ）持参の場合は、休日を除く9時から17時までに持参すること。

（ウ）提出書類については、データファイルを電子メールにて、1に定める担当部署に提出すること。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和6年5月22日（水）17時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。

(ア) 郵送の場合は、本市への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期日の前日の消印を有効とする。

(イ) 持参の場合は、休日を除く9時から17時までに持参すること。

(ウ) 提出書類については、データファイルを電子メールにて、第1に定める担当部署に提出すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受注候補者の特定

令和6年度千歳市自動運転実証調査業務プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置する審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において受注候補者として特定された者と当該業務の仕様書の内容に関する協議を行い、当該内容について合意の上、同者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、千歳市契約規則（昭和39年千歳市規則第27号）第27条各号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

- (4) 支払条件
後払いとする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返還しない。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、本該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属すること。
- (6) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができること。
- (7) 提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。
- (8) 詳細は、実施要領等による。